

事業概要

「留辺蘂町外 2 町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業」は、北海道置戸町、訓子府町、留辺蘂町(以下、「3 町」という)の廃棄物の適正な処理を広域的に行うため、留辺蘂町内に一般廃棄物最終処分場を新設し、維持管理・運営を行う PFI 事業です。廃棄物埋立容量は 71,000 m³です。

事業期間は、建設期間及び供用を開始した日から 17 年間(埋立期間 15 年、管理期間 2 年)とし、事業者は、埋立終了後、2 年間、施設の管理を行います。

平成 16 年 4 月から供用を開始しています。



Keyword

一般廃棄物最終処分場、町による PFI 事業、BOT 方式、サービス購入型、事業期間約 20 年

1. 事業化までの検討経緯・庁内体制の流れ

PFI 導入検討前

平成 12 年 4 月

留辺蘂町外 2 町一般廃棄物
広域処理推進協議会発足

協議会
の発意

PFI 導入検討開始以後

平成 12 年 11 月

ふるさと財団によるアドバイザ
ー派遣

協議会として PFI 導入可
能性調査の実施を決定

平成 13 年 1 月

PFI 導入可能性調査開始

庁内
合意

平成 13 年 10 月～

【事業者選定段階】

実施方針の公表： 平成 13 年 10 月	落札者の決定： 平成 14 年 2 月
特定事業の選定： 平成 13 年 10 月	事業契約締結： 平成 14 年 7 月
募集要項等の配布： 平成 13 年 10 月	

平成 16 年 4 月

施設供用開始

- 平成 11 年度から、3 町による一般廃棄物最終処分場整備の検討を開始。
- 平成 12 年 4 月に 3 町の町長・担当課長・係長で組織する協議会を発足し具体的な検討に移る。事務局を留辺蘂町が担当し、住民課職員が兼務で対応。
- 協議会の事務局員が北海道大学教授による講義を受け、PFI の存在を知り、本事業への PFI 導入を発意。
- ふるさと財団による PFI アドバイザー派遣事業講習会を 3 町の協議会事務局員等が受講し、PFI について具体的な話を聞く。
- 留辺蘂町外 2 町一般廃棄物広域処理推進協議会として PFI 導入可能性調査の実施を決定する。
- コンサルタントを入札で選定。パシフィックコンサルタンツ(株)が選定される。
- 導入可能性調査の結果、VFM が出たことにより PFI で行う旨、3 町広域処理推進協議会で決定する。
- 13 年の 6 月議会で PFI の事業方針について説明、9 月に債務負担行為の議決を受ける。
- 13 年 6 月～8 月にかけて住民・地権者の合意を得るとともに補助金について国(環境省)、北海道と協議する。

事業化の過程における議会や住民への対応

議会ではPFIについて「民間事業者が倒産したらどうするんだ」、「安さを追及すれば質の悪いものができてしまうのではないか」といった議論はありましたが、民間事業者が事業継続不可になっても事業そのものは継続できること及び導入可能性調査でVFMが出たことを説明し、特に大きな反対もなくPFIで行うことが議決されました。

住民からは国道から最終処分場に通じる町道を単線ではなく、複線にしてほしいといった要望があった以外、反対意見等は特にありませんでした。

2. 本事業における課題とその解決策

3町の協力体制の構築により事業スケジュールを守りました

PFIを検討していた段階で、平成16年に供用開始が決まっており、過密スケジュールの中で計画を進めていかねばなりません。用地取得に関わる地権者への説得に時間が掛かったことや、実施方針の公表とほぼ同時に特定事業の選定、入札説明書等の公表を行う必要があったことなど苦労はありましたが、アドバイザーの適切な指導や関係各課の応援体制、そして訓子府町と置戸町の積極的な協力もあり、予定どおり供用開始することができました。

助役の指示により各課の応援体制が築かれ、事業を円滑に進められました

過密スケジュールの中、当初は協議会の事務局になっていた留辺薬町住民課の職員3人だけで検討を進めなくてはなりません。本事業のための専門職員を置いていたわけではなく、その他の業務と兼務していましたのでかなり大変でした。

しかし、助役の指示によって関係各課の役割分担がなされ、支援体制ができました。例えば、用地購入後における登記事務関係や他機関との連絡調整は企画財政課、土地購入者に対する免税処理や民間事業者に対する用地無償貸与に関する条例などの整備は総務課、国道から最終処分場に通じる町道拡幅については建設課が担当するといった具合です。これによって、各課が本格的にPFI事業を検討する体制が整いました。

民間事業者による新しい金融手法の提案により、節税対策を実現しました

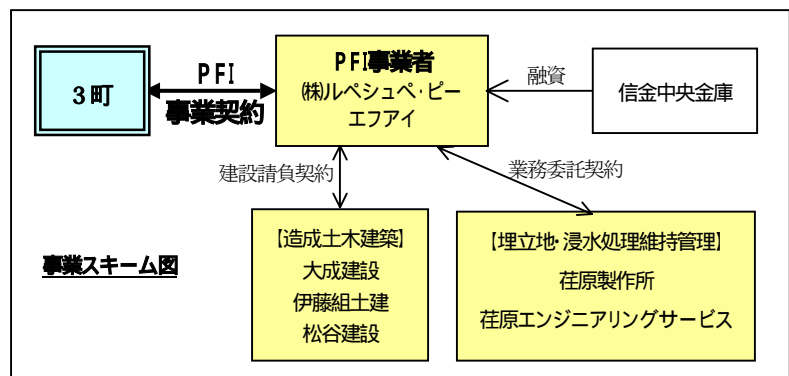
本事業では、財政負担の軽減が大きな目標の一つでした。この点に関しては、落札した民間事業者から、ファイナンスリースという新しい手法による法人税の節税対策の提案がありました。これにより約1億円の節税効果が生まれ、結果として町の財政負担額軽減につながりました。

ごみ量と支払スキーム

年度が経つごとに、年間廃棄物埋立量は徐々に減っていくことが予想されたため、ごみの埋立量に重きをおいて委託料を支払った場合、民間事業者の収支のバランスがくずれる可能性があります。そこで、委託料については定額部分(固定費として約9割)と変動する変動部分(変動費)に分けて支払うこととしました。

国庫補助金

国庫補助金(廃棄物処理施設整備補助)については所轄の環境省に従来方式と同様に補助金の適用が受けられるか確認しました。当時の環境省のPFIにおける補助金は、原則としてBOT方式を対象とし(現在はBTOも可)、民間事業者へ直接交付を行うとしていたことから、本事業でもBOT方式を採用しました。補助率については、従来方式と同様に補助対象額の25%でした。また交付税措置についても総務省に従来方式と同等の交付となることの確認を得ました。



3. 事業開始後の状況

(1) 運営モニタリングの方法

住民課とコンサルタントにより運営モニタリングを実施していますが今のところ問題点は特にありません。

埋立地に降った雨や雪は、浸出水として汚れた水になりそのまま施設の外に流れ出ると周囲の環境悪化を招く危険性があります。そこで、放流水の水質が適正かどうか等のモニタリングを実施していますが、今のところ問題ありません。

また落札した事業者の提案によって24時間遠隔監視センターが設置され、常に各施設の状況・異常発生を把握し、適切な対策を行う体制が取られています。



24時間遠隔監視センター

(2) PFI導入のメリット

安くいいものができました

価格面では、入札予定価格よりもかなり低額の提案がありました。VFMの値は各グループで大きく異なりましたが、落札グループはVFMが約50%で價格的にも提案審査の評価点も一番の評価でした。

また技術面についても民間事業者の工夫が見られました。落札グループは二重遮水シート工法の採用で、1:3ではなく、1:2の法面勾配を設定することにより、建設時の採掘土量が削減され、建設費の大幅な削減が実現されました。さらには覆土材として樹脂系泡被覆材(容積を取らない新材料)を利用することなど低廉で優れたサービスを提供するための画期的な創意工夫がされています。



樹脂系泡被覆材の活用

(3) PFI導入のデメリット

要求水準書に明示すべき項目の判断は非常に困難でした

PFIでは民間事業者の創意工夫を促すため、仕様を細かく決めるのではなく、行政が求める性能を規定して後は民間の提案にゆだねるというのを基本としています。行政で細かく規定すべきだった事項も要求水準書に十分盛り込まなかったために、当初期待していたものと異なる可能性があります。

供用開始された現在の最終処分場は処分場に行くまでの道のスペースが狭く、脱輪した場合の危険性が心配されます。要求水準書にどこまで記述しているのかの判断がPFIの難しいところではないでしょうか。

4. PFI事業を振り返って

(1) PFI事業の成功のポイント

検討事務局を側面支援する他部署の体制構築が重要です

PFI事業の実施には事務局以外の各課の協力体制が重要です。今思えば、事務局だけでは供用開始予定日までの過密スケジュールをこなせなかったと思います。本件では、VFMテスト実施から実施方針の公表までわずか5カ月、その後入札による提案書の受付まで3カ月半と驚異的なスピードでの事業実施でしたが、助役の指導力によって各課の支援体制が整い、予定どおり供用を開始することができました。



留辺蘂町の脇課長（中央）と
大原課長（右）（左は調査員）

民間事業者の創意工夫が発揮されたこと

ファイナンスリース（法的には賃貸借ですが、売買と同様に貸借対照表の資産及び負債に計上することが可能）による節税効果等、民間事業者の創意工夫が発揮され、町の財政負担額を減らすことができました。

(2) PFI導入を目指されている他団体へのアドバイス

地方公共団体は財政的に厳しいはずで、今後PFIの導入について検討する必要がある事業が今後増加していくと考えます。新しいことを行うことはなかなか大変かもしれませんが、行政として必要となる様々な新しい取組へ前を向いて一歩を踏出すことが必要ではないでしょうか。

事業担当者： 留辺蘂町 住民課 課長 大原 清氏
〒091-8666 北海道常呂郡留辺蘂町字上町 61 番地
T E L : 0157 - 42 - 2110
e m a i l : haikibutsu@town.rubeshibe.hokkaido.jp

事業データ

事業名称	留辺蘂町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業
発注者	留辺蘂町（北海道）
施設の種類・規模等	一般廃棄物最終処分場（廃棄物埋立容量約71,000立方m）
P F I事業の範囲	一般廃棄物最終処分場の設計、建設及び施設の運営・維持管理。土地は無償貸与。

P F I事業の概要

事業方式	B O T方式
事業形態	サービス購入型
事業期間	18年

P F Iアドバイザー（公共側）

会社・団体名	パシフィックコンサルタンツ(株)
アドバイザー選定方式	指名競争入札

事業実施スケジュール

実施方針の公表	平成13年10月12日
特定事業の選定	平成13年10月19日
入札説明書等の配布	平成13年10月22日
落札者決定	平成14年2月1日
事業協定締結	平成14年7月5日
開業	平成16年4月1日

V F M(Value for Money)

特定事業の選定段階でのV F M	9%（1.36億円）
事業者の選定段階でのV F M	49.6% 予定価格 18.26億円、落札価格 9.20億円（現在価値）

提案審査

民間事業者選定の方法	総合評価一般競争入札（一段階提案）
価格と定性面の評価方式	除算方式
内、価格要素の割合	-
審査委員会構成（合計人数）	7人
内、学識経験者等	4人（北海道大学大学院法学研究科教授、北海道大学院工学研究科教授、北見工業大学土木開発工学科教授、弁護士）
管理者（公務員）	3人（留辺蘂町助役、置戸町助役、訓子府町助役）
その他（地元等）	

選定・落札事業者

代表企業	大成建設(株)
構成企業	伊藤組土建(株)、松谷建設(株)、(株)荏原製作所

リスク分担表（入札公告の段階）

事業名： 留辺薬町外2町一般廃棄物最終処分場整備及び運営事業

段階	リスクの種類	リスクの内容	負担者		
			町	事業者	
共通	入札説明書リスク	入札説明書の誤り、内容の変更に関するもの等			
	契約締結リスク	選定事業者が契約を結べない、または契約手続きに時間を要する場合（注1）			
	内容変更リスク	事業の業務範囲の縮小、拡充等			
	法令等の変更リスク	本事業に直接関係する法令等の変更 その他			
	税制度変更リスク	事業者に影響を及ぼす税制変更（法人税等） 広く事業者全般に影響を及ぼす税制度の変更（消費税等）			
	許認可遅延リスク	事業者が取得する許認可の遅延及び補助金の交付に関するもの（注2）			
	第三者賠償リスク	調査・建設・運営段階における騒音・振動・地盤沈下・臭気等に関するもの			
	住民対応リスク	施設の設定に対する住民反対運動・訴訟等に関するもの 上記以外のもの（調査・建設・運営に関する住民反対運動・訴訟等に関するもの等）			
	用地確保リスク	当該事業用地の確保に関するもの			
	事故の発生リスク	調査・建設・運営段階での事故の発生			
	環境保全リスク	調査・建設・運営段階での環境に影響を及ぼす場合等			
	測量・地質調査の誤りリスク	町が実施した測量・地質調査部分 事業者が実施した測量・地質調査部分			
	事業の中止・延期に関するリスク	町の指示、議会の不承認によるもの 町の債務不履行によるもの 施設の建設に必要な許認可などの遅延によるもの 事業者の事業放棄、破綻によるもの			
	物価変更リスク	供用開始前のインフレ・デフレ（施設整備費用に相当するもの） 供用開始後のインフレ・デフレ（維持管理、運営に相当する部分）			
	金利変動リスク	金利の変動			
	不可抗力リスク	天災・暴動等による設計変更・中止・延期（注3）			
	計画設計	応募コスト	応募費用に関するもの		
		資金調達リスク	必要な資金の確保に関するもの		
		設計リスク	設計に関するもの（町の提示条件・指示の不備、変更によるものを除く）		
	建設	工事遅延リスク	工事遅延・未完工による施設の供用開始の遅延		
工事費増大リスク		町の指示による工事費の増大 上記以外の工事費の増大			
性能リスク		要求仕様不適合（施工不良を含む）			
一般的損害リスク		工事目的物・材料・他関連工事に関して生じた損害			
運営	計画変更リスク	町の責による事業内容・用途の変更に関するもの			
	運営費上昇リスク	町の責による事業内容・用途の変更等に起因する運営費の増大 上記及び物価以外の要因による運営費の増大			
	施設損傷リスク	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷（凍結による施設の損傷を含む）			
	性能リスク	要求仕様不適合（施工不良、水処理を含む）			
	受入廃棄物の品質リスク	受入れ廃棄物の質に起因する事故等			
	受入廃棄物の量の変動リスク	受入れ廃棄物の量の変動リスク（注4）			
施設の移転	施設の性能確保リスク	事業終了時における施設の性能確保に関するもの（水処理を含む）			
	施設の瑕疵リスク	施設の町への譲渡後の瑕疵が見つかった場合の瑕疵担保責任（水処理を含む）（注5）			

注1）契約の当事者双方が原因によりそれぞれ負担する。

注2）「廃棄物循環型社会基盤整備事業計画（CRT）報告書」及び「廃棄物処理施設整備事業にかかる費用対効果分析」に関する資料の不備に起因するリスクは町の負担とする。

注3）不可抗力の場合、事業者は一定の割合もしくは一定の額を負担する。

注4）運営費用のうち、廃棄物の量に影響しない固定的費用は町が負担する。

注5）施設の譲渡後、一定期間、事業者が負担する。